

六泉寺町市営住宅等再編事業（第 1 期）

要求水準書（案）

【IV. 余剰地活用編】

令和 7 年 11 月 18 日

高知市

目次

1	基本的事項	1
(1)	余剰地活用事業（付帯事業）の概要	1
(2)	本事業の対象区域	1
2	余剰地活用事業に関する条件	2
(1)	事業方針	2
(2)	機能・用途に関する条件	2
(3)	開発に関する条件	3
(4)	市有地の処分に関する条件	3
3	余剰地活用事業の実施手続き	4
(1)	余剰地活用企業の選定	4
(2)	公募時点での提案内容と評価の視点	4
(3)	基本協定の締結	5
(4)	余剰地活用事業の事業計画の策定	5
(5)	土地売却価格及び土地貸付料の決定	6
(6)	土地売買契約又は定期借地権設定契約の締結	6
(7)	モニタリングの実施	6
(8)	地元説明等近隣対策業務	6
(9)	余剰地活用事業を実施する上で必要となる関連業務	6
4	市営住宅のオープンスペースの利活用に関する条件（任意提案）	7
(1)	事業方針	7
(2)	機能・用途に関する条件	7

<別添書類>

別紙１：整備条件図

別紙２：余剰地取得の流れ

1 基本的事項

(1) 余剰地活用事業（付帯事業）の概要

余剰地活用事業は、PFI 法に基づき実施する六泉寺町市営住宅等再編事業と一体的に実施することで、相乗効果の発揮を期待し、余剰地活用企業の創意工夫やノウハウを最大限活用するものとする。

ただし、余剰地活用事業は、PFI 法に定める特定事業とは区別した付帯事業として実施する。

余剰地活用事業については、余剰地活用企業が市から余剰地を取得又は借地のうえ、自らの事業として民間施設等を整備し、独立採算で管理・運営を行う。市は、余剰地活用事業に要する費用を負担しないものとする。

<余剰地活用事業の内容>

業務項目	業務内容
余剰地活用事業	・ 余剰地の購入または賃借 ・ 民間施設の整備および管理・運営

(2) 本事業の対象区域

整備条件図（別紙1）に示す事業用地のうち、A街区の一部（A街区のうち、第2工区による市営住宅の整備用地を除いた敷地）、B街区及びC街区の敷地を余剰地活用事業の対象区域（以下「民間活用地」という。）とする。

本事業の応募者は、本事業の全ての民間活用地を活用することを必須として、提案を行うこと。

	A街区 の一部	A街区 の一部	B街区	C街区	F街区
面積	約 2,060 m ²	約 2,500 m ²	約 1,540 m ²	約 5,870 m ²	約 1,050 m ²
位置付け	余剰地 (民間活用地)	市営住宅 整備用地 (第2工区)	余剰地 (民間活用地)	余剰地 (民間活用地)	余剰地 (市が別途活用)
提案 における 活用要否	必須	不可	必須	必須	不可

2 余剰地活用事業に関する条件

(1) 事業方針

ア 六泉寺町市営住宅等再編事業と調和した事業

本事業では、六泉寺町市営住宅を高知市営住宅の基幹団地の役割を担うとともに、地域の防災やコミュニティの向上に寄与する団地整備をめざしており、団地住民の生活にあった多様な市営住宅の供給のほか、津波に強く、命を守る避難行動を支援する団地再生、地域コミュニティの維持・向上につなげる団地再生の方針としている。余剰地活用事業は、余剰地の全部を民間事業者売却又は貸付して民間施設の整備を求め、地域課題の解消に寄与する機能の誘導を図り、運営することで本事業における団地再生の方針と調和した事業とする。

イ 地域コミュニティの維持・向上につなげる活用

余剰地の活用にあたっては、地域の環境に適した用途とし、地域防災や地域コミュニティの向上など地域に貢献する機能の誘導を図る。

(2) 機能・用途に関する条件

ア 誘導する機能

余剰地活用企業は、誘導する機能を踏まえ、余剰地活用について、次項に示す用途の制限に抵触しない範囲において、自由に提案することができる。また、余剰地活用の提案に当たっては、将来にわたって市内の適切な住環境の確保を見据えた提案を期待する。以下に「誘導する機能」を例示する。なお、これらの事項は提案における必須条件としない。

【誘導する機能の例示】

- ①福祉・健康：高齢者等が健康に暮らしつづけられるサービス・支援等の充実
- ②子育て：安心でき、魅力のある子育て・子育ての環境づくり
- ③生活サービス：ニーズの変化に応じたサービスの魅力・利便性の向上
- ④交通・移動：高齢者等のニーズに応じた移動サービスの利便性の向上
- ⑤住まい：様々なニーズをもつ世帯に対応できる住まいの多様化と流通促進
- ⑥住環境：豊かな緑・景観など、住環境の保全・魅力の向上
- ⑦防犯・防災：安全・安心な生活環境づくり
- ⑧コミュニティ：多世代が集い交流の場づくりと、まちを運営する自治力の育成

イ 用途の制限

以下に掲げる用途による余剰地の活用は、禁止する。

- ①政治的又は宗教的な用途
- ②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定される風俗営業、同条第 5 項に規定される性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途
- ③貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条第 1 項に規定する貸金業の用途

- ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等に指定されているものの事務所その他これらに類するものなど公序良俗に反する用途
- ⑤著しく近隣環境を損なうことが予想される用途
- ⑥その他、市が公序良俗に反すると認める用途

イ 周辺環境への配慮

余剰地に誘導する施設については、周辺の住環境、交通環境に配慮した計画とする。例えば、商業施設については、周辺地域の交通にもたらす影響が大きいと考えられるため、計画に当たっては、影響を緩和するための建物配置、車両動線等の工夫が必要である。

（３）開発に関する条件

ア 法令の遵守

開発行為及び建築行為に関する法令・条例等を遵守する。

イ 廃道について

余剰地活用区域内の狭あいな道路を廃道と、その手続きを行う。なお、廃道の手続きについては市と協議する。

ウ 境界の決定

市と協議のうえ、余剰地活用区域と市道等との境界を確定する。

（４）市有地の処分に関する条件

余剰地活用事業は、市が民間活用地を地方自治法に定める普通財産に位置付けた後、実施主体である余剰地活用企業に売却又は貸付する。貸付による場合は、借地借家法に定める定期借地権を設定するものとする。

なお、市は、歳入の確保のため、余剰地の処分方法としては売却を期待する。ただし、余剰地活用企業が余剰地活用事業を実施するうえで必要とする、または、より事業の目的を達成するうえでより効果が高いとみなす場合は、貸付によることを妨げるものではない。

3 余剰地活用事業の実施手続き

(1) 余剰地活用企業の選定

本事業は、市営住宅建替事業（特定事業）を実施する PFI 事業者（応募時点においては設計企業、建設企業、工事監理企業、移転支援企業等により構成）と、余剰地活用事業（付帯事業）を実施する余剰地活用企業を一体的に公募する。

本事業の応募者は、両事業を連携して実施するグループを組成し、事業提案書を提出する。市は、事業提案書を審査し、本事業を実施する民間事業者を選定する。

(2) 公募時点での提案内容と評価の視点

余剰地活用にかかる提案は、余剰地活用に伴うまちづくりの考え方や土地利用計画等による「まちのプランニングやデザインに関する項目」とともに、民間施設の管理運営や事業実現性、リスク対応等による「事業の実現性に関する項目」とし、余剰地活用事業のコンセプトと事業性を総合的に評価する。

<公募で求める提案内容（案）>

提案を求める項目	評価の視点
I. まちのプランニングやデザインに関する項目	
(1) まちづくりの考え方	①まちづくりの基本方針 ②市営住宅との一体的なまちづくり、周辺地域への波及効果
(2) 土地利用計画	①土地利用ゾーニング、導入する施設 ②災害に強いまちとして導入する機能 ③動線計画
(3) オープンスペースの利活用（任意）	①オープンスペースの利活用の考え方（任意） ②オープンスペースに導入する機能（任意）
II. 実現性に関する項目	
(4) 民間施設の管理運営	①民間施設の体制・手法等の考え方 ②オープンスペース利活用の体制・手法等の考え方（任意）
(5) 事業実現性等	①資金調達・事業収支計画とその考え方 ※現在時点の建設価格、市場金利、地価を前提とするもの ※整備期間＋供用開始後 15 年程度 ②導入する施設・機能の内容・ボリュームの根拠 ③資金調達・事業収支計画の根拠 ・余剰地の取得（または借地）価格 ・施設整備費用（設計費、建設費等） ・収入・費用の内訳 ④事業スケジュールとその考え方
(6) リスク対応	①事業開始までに影響するリスク及び低減の工夫 ②過大なリスクが生じた場合の計画変更の考え方

なお、事業の実現性に関する項目では、余剰地の取得または借地を検討し、これに伴う取得（または借地）価格（以下、提案価格という。）及び事業収支計画を示すものとする。

ここで、提案価格は、令和7年10月に市が実施した不動産鑑定評価による評価額に基づき設定する余剰地の売却（または借地）の参考価格（以下、参考価格という。）以上とする。

<参考価格>

ア 土地売買契約を締結する場合

土地売却価格の参考価格（円）

$$\begin{aligned} &= \text{民間活用地（A街区）の面積（㎡）} \times 48,800 \text{（円／㎡）} \\ &+ \text{民間活用地（B街区）の面積（㎡）} \times 53,000 \text{（円／㎡）} \\ &+ \text{民間活用地（C街区）の面積（㎡）} \times 90,000 \text{（円／㎡）} \end{aligned}$$

イ 定期借地権設定契約を締結する場合

土地貸付料の参考価格（円／年） ※1年当たり

$$\begin{aligned} &= \text{民間活用地（A街区）の面積（㎡）} \times 48,800 \text{（円／㎡）} \times (4/100) \\ &+ \text{民間活用地（B街区）の面積（㎡）} \times 53,000 \text{（円／㎡）} \times (4/100) \\ &+ \text{民間活用地（C街区）の面積（㎡）} \times 90,000 \text{（円／㎡）} \times (4/100) \end{aligned}$$

また、事業収支計画は、提案時点の事業環境及び社会経済環境を仮定の条件として、可能な限り実現性が高く根拠を説明できる内容とする。

（３）基本協定の締結

市が選定した民間事業者（PFI事業者の構成企業及び余剰地活用企業）と、募集要項に添付の「基本協定書（案）」に基づき、基本協定の締結に必要な一切の手続きを含む協議等を行ったうえで、基本協定を締結する。

（４）余剰地活用事業の事業計画の策定

本事業の開始以降、余剰地活用区域の既存住宅の解体が完了するまでに、市と余剰地活用企業は、余剰地活用事業に係る以下の事項を協議し、事業計画（以下「余剰地活用事業計画」という。）を策定する。

- ①事業期間および対象範囲
- ②事業の基本方針
- ③施設配置および機能
- ④管理運営手法
- ⑤官民の役割分担

（５）土地売却価格及び土地貸付料の決定

市は、地方自治法及び関連する条例等に基づき実施する不動産鑑定評価の結果とともに、上記の余剰地活用事業計画にもとづく面積の変動により補正をした土地売却価格及び土地貸付料（以下、補正後の参考価格という。）を余剰地活用企業に提示する。

土地売却価格及び土地貸付料の価格は、公募時の参考価格と補正後の参考価格との比率とともに、余剰地活用事業計画にもとづく面積の変動により補正をした額（以下「補正後の提案価格」という。）を比較し、補正後の提案価格が補正後の参考価格以上である場合、当該価格を土地売却価格及び土地貸付料の価格として合意する。

合意に至らない場合、市と余剰地活用企業は、余剰地活用事業計画について協議の上、見直しを行う。市は見直し後の余剰地活用事業計画をもとに、土地売却価格及び土地貸付料の価格を再算定のうえ、余剰地活用企業に提示する。

余剰地の取得価格の決定後、市は当該余剰地について行政財産から普通財産にするための用途廃止の手続きを行う。用途廃止の手続きの完了後、市は余剰地の取得対価と引き換えに、余剰地活用企業に対して当該余剰地の所有権移転を行うが、登記手続き（分筆や所有権移転）は余剰地活用企業の負担により実施すること。

（６）土地売買契約又は定期借地権設定契約の締結

市と余剰地活用企業とが事業計画及び価格について合意した場合、市と余剰地活用企業の協議で合意した土地売却価格及び土地貸付料の価格をもって、土地売買契約又は定期借地権設定契約を締結する。なお、土地売買契約を締結する場合は、予め議会の議決を要する。一方、合意に至らない場合、基本協定を解除し、余剰地活用事業を終了する。

（７）モニタリングの実施

余剰地活用企業が事業計画に定める民間施設の整備を完了するまでの間、市はモニタリングを実施する。

（８）地元説明等近隣対策業務

余剰地活用企業は、施設整備等の建設工事に先立ち、関係法令に基づき、周辺住民に対し工期や工程等を十分に説明する。

工事により発生する騒音、振動、排水、臭気、塵埃等、近隣に対する悪影響等が生じないよう十分配慮する。やむを得ず補償等が生じた場合は、事業者が誠意をもって解決に当たり、余剰地活用事業の円滑な進捗に努める。

隣接する物件や道路等の公共施設等に損傷を与えないよう留意する。万一工事中に汚損、破損した場合、余剰地活用企業の責任及び費用負担において補修、補償等を行い、公共施設の場合は管理者の承認を得る。

（９）余剰地活用事業を実施する上で必要となる関連業務

余剰地活用企業は、余剰地活用事業を実施する上で必要となる関連業務を、自らの責任において適切に実施する。

4 市営住宅のオープンスペースの利活用に関する条件（任意提案）

（１）事業方針

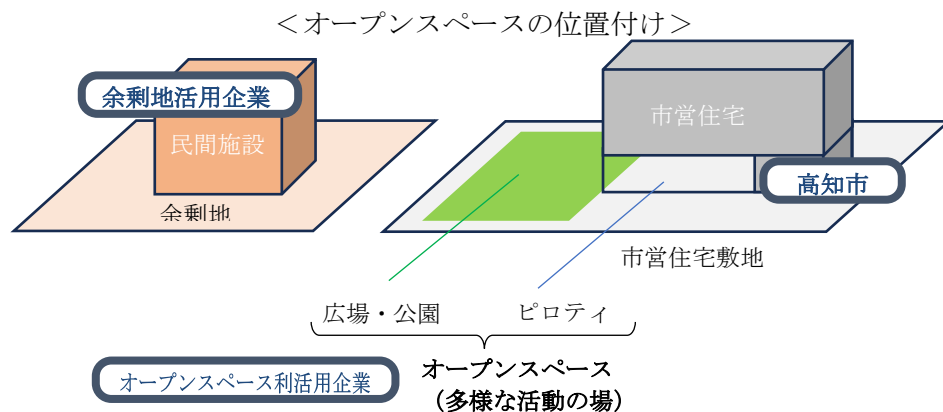
ア 基本的な考え方

市は、オープンスペースについて、地域活性化に資する利活用を誘導する観点から、余剰地活用事業の一部として、余剰地活用企業によるオープンスペースの利活用の実施を期待する。

ただし、オープンスペースの利活用は、その主体が運営に係る費用（市に支払う使用料を含む。）を自ら負担する想定であることから、余剰地活用企業による利活用の実施を必須とせず、任意提案によるものとする。

イ 余剰地活用企業による利活用の決定

余剰地活用企業によるオープンスペースの利活用は、余剰地活用事業の一部として、余剰地活用企業と市が協議して事業決定を行う。



（２）機能・用途に関する条件

ア 求める機能・用途

オープンスペースの利活用に当たって、求める機能および利活用の制限については、以下のとおりとする。

【求める機能・用途の例】

- ①生活サービス：ニーズの変化に応じたサービスの魅力・利便性の向上
- ②住環境：豊かな緑・景観など、住環境の保全・魅力の向上（ひろば等）
- ③防犯・防災：安全・安心な生活環境づくり
- ④コミュニティ：多世代が集い交流の場づくりと、まちを運営する自治力の育成

【利活用の制限】

- ①火遊び、バーベキュー等の火気使用
- ②振動、騒音、臭い、煙等により住民生活および利用者に迷惑となる行為
- ③住民や利用者に危険を及ぼすおそれのある行為